

# 芦別市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年 3月28日  
芦別市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

芦別市農業委員会は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を以下のとおり定める。

本市の農業は、国内外の経済動向により不安定な状況にある他、担い手の減少や高齢化等、取り巻く環境は厳しいものがある。

そうした中で、本市においても、ユーターン後継者は一定程度いるものの新規就農については、農業技術の習得が可能であっても、就農地の選定や資金確保など困難な状況がある。また、全体としては農業従事者の高齢化、担い手不足は依然として課題であるという状況であることから、担い手への農地の集積を図るとともに、各関係機関が連携し後継者や新規就農者等多様な担い手を確保し、農業の持続的発展に取り組む必要がある。

以上のような観点から、芦別市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和6年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	3,550ha	0ha	0%
目 標 (令和6年3月)	3,540ha	0ha	0%

#### 【目標設定の考え方】

現在、遊休農地面積は0haなので、今後、新規発生及び再発生する遊休農地について、解消を目指していく。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止等の一層の強化を図るため、利用状況調査を実施し、遊休化のおそれのある農地を把握する。
- ② 利用状況調査等の結果により、荒廃農地と区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。
- ③ 利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構

や関係機関と連携し、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	3,550ha	3,231ha	91.0%
目 標 (令和6年3月)	3,540ha	3,317ha	93.7%

#### 【目標設定の考え方】

令和3年度から令和5年度まで3年間かけて、上記目標値を達成する。

1年間の担い手への農地利用集積は、28ヘクタールを目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員の立場で積極的に参画する。

#### ② 農地の利用調整と利用権設定について

関係機関と連携を図り、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用の促進により農地の利用最適化の推進を図る。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和2年3月)	1経営体	0.3ha
目 標 (令和6年3月)	2経営体	4.0ha

#### 【目標設定の考え方】

新規参入については、現状を踏まえ令和6年3月までに2経営体の新規参入を目標とする。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

市、農協、普及センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

## 4 その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。